

千葉県野球協会広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県野球協会（以下「協会」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 民間企業等との協働により、協会の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「広告媒体」とは、協会の管理するホームページをいう。

（広告の募集）

第4条 広告の募集に際し、理事長は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- （1）広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- （2）掲載料金
- （3）広告の募集方法
- （4）広告の選定方法
- （5）その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

（広告の内容）

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1）法令等に違反するもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- （4）政治性又は宗教性のあるもの
- （5）社会問題についての主義主張
- （6）個人の名刺広告
- （7）美観風致を害するおそれがあるもの
- （8）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- （9）その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると理事長が認めるもの

（補則）

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年年8月1日から施行する。